

海外募集型企画旅行条件書(海外語学研修・ホームステイプログラム用)

お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社コナイテッドツアーズ(観光庁長官登録旅行業第300号)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、書面又は磁気的記録によって作成された募集広告(パンフレット・ホームページ等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下「最終日程表」といいます)、別途お渡しする「ホームステイの案内」及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)(以下「募集型企画旅行約款」といいます)によります。
- (3) 当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるようにより手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み方法

- (1) ご来店のお申込み
イ、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おとりにつきお申込金(旅行代金の20%相当額まで)を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金・取消料又は予約料のそれぞれ一部として取り扱います。但し、別途パンフレット・ホームページに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
ロ、ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまゝお申込金に充当されます。
- (2) 当社(電話、郵便、ファックス、インターネットその他の通信手段)による旅行契約の予約の申込みを受けることができます。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) お申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日まで旅行代金を支払われないときは、所定の取消料の一部として取り扱います。
- (5) 日程上実施に利用できない複数の予約(以下「重複予約」といいます)は、第3項の「ウェディング登録」の場合を除いて、ご重複いたしませんようお願いします。「重複予約」をされたとき、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。
- (6) 申込書等にお客さまのローン字氏名が記入される際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されるおとりにご記入ください。お申込み後に旅券を取得される場合は、必ず記載が認められる氏名の綴りであることを確認された上でのお申込みください。お客さまの氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などに必要となります。この場合、当社には、お客さまの交替の場合に準じて、第12項のお客さまの追加手数料(10,000円)をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

3. ウェディングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、運送、滞所その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消料」状態でお待ちいただく期間を登録し、予約可能に「向け」努力することとなります。(以下「ウェディング登録」といいます)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は「予約完了」した場合速やかにその旨を通知します。その時点で「契約の成立」となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能告知の期にお客さまから「ウェディング登録」の解除の申出があった場合は、なおお待ちいただける期限まで「結果」として「予約が不可能な場合は当社が「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェディング登録」は「予約の完了」を保証するものではありません。

4. 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し1歳未満のコースを除きます)
- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合がございます。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮が必要とする方は、お申込み時ご参加にあたり特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になり場合も直ちに申し出てください)あらかじめ当社からご案内申し上げますが旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内にて対応しますが、これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でもお申し込みいただくことがあります。
- (4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のためにご参加者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの実施内容を変更する者等を条件としてご参加とさせていただきます。また、お客さまのお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断し、又は解除させていただきます。この場合、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担となります。
- (5) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社が当分の間に滞すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまが当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法でお支払われないままです。
- (6) お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることができます。
- (7) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申し込みをお断りする場合があります。
 - ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
 - ②お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、その他反社会的勢力であると認められるとき。
 - ③お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ④お客さまが風説を流布し、虚偽を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合で、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約の成立と契約書面・最終日程表の交付

- (1) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 契約書面(パンフレット・ホームページ、旅行条件書)と最終日程表(集合時間・場所、運送機関、宿泊機関等に関する運送機関を記載したものを)をお渡します。
- (3) 最終日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までに「お渡し」できるよう努力しますが、「ピーク」等時においては遅れる場合がございます。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただいたければ当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日前に当たる日以降、41日前に当たる日(以下「基準日」といいます)より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日の前日の当分の指定した日までにお支払いいただきます。

7. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客さまの責任で行っていただきます。但し、当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客さまご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国の出入国が許可されなかったとしてもその責任を負いません。なお、当社以外の旅行者又は渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。
- (2) 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- (1) 航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)に限ります。以下同様とします。)を含みます。但し、パンフレット・ホームページ等に当該付加運賃・料金を含む旨を表現してある場合を除きます。①別途パンフレット・ホームページ内でファーストクラス、エクスプレス利用と明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通席を利用します。
 - (2) 現地地到着空港から滞在先までの片道空港送迎費。(一部往復付きのプログラムもありません)
 - (3) 学校の入学・授業料
 - (4) ホームステイ、寮、ホテルなどの宿泊費
 - (5) 各プログラムに明記した食事(外食時はお客さま負担となります)
 - (6) お入国に必要とするパスポート等の受託手数料(航空機)(お入国20日前が原則ですが、クラス、方面によって異なります。また利用航空会社より預託手数料資料が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。)手荷物運送は当該運送機関があり、当社が運送機関に運送委託手配代行するものですが、⑦教材費(教材費が要しないプログラムもあります。教材が購入、コピー、レンタル(保証金要)のいずれかが一般的ですが、学校方針や期間、レベルにより異なります。現地に到着後お客さまご自身で学校に確認の上、直接現地通信にてお支払いください。)
 - (8) 滞在中のレポート費(一部地域は東京でのサポートとなります)
 - (9) 上記記載は、お客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しいたしません。
 - (9) 旅行日程表に明示されない観光の料金(バス・入場料)

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (1) 超過手荷物料金(電報、重量、容量、個数を超過する分については)
 - (2) グリーニング代(電話、電話料、ホテルのボーイ・メイド、及び一部の空港・駅・港でのポーターに対するチップ)、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれ以外の「チップ」サービス
 - (3) 傷害・疾病に関する医療費
 - (4) 遺失・盗難関係諸費用(旅券印紙代、旅券証紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
 - (5) 希望者のみが参加されるオプションツアー(別途料金)の旅旅行の料金
 - (6) 日本国内のご自宅と集合地・解散地間の交通費、宿泊費等
 - (7) 空港施設使用料、旅券保安サービス料、空港税・出国税等(以下「空港税等」といいます)運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの。
 - (8) 機内食(無料提供される機内食)
 - (9) 運送機関の課す付加運賃・料金
 - (10) 通学費用
 - (11) 教材費(一部プログラムの)
 - (12) 各プログラムに明記していない食事
 - (13) 添乗員費用
 - (14) 旅券の紛失・盗難等により帰国が延長になった場合の滞り代・代替で手配する海外航空券(任意保険)
 - (15) 旅行の継続が不可能となるとき。
 - (16) 自由行動中の費用

[追加旅行代金]

- (1) お客様のご希望によりホテルのお1部屋を利用される場合の追加代金
- (2) 航空機の上位クラス(ビジネスクラス・ファーストクラス)座席利用の場合の追加代金
- (3) 国内線追加可能コースにおいての国内線追加代金・空港税等

10. 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらから速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、パンフレット・ホームページに記載の基準期日以降に著しい経済情勢の変動等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前にお客さまにその旨を通知いたします。
- (2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払があった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 第10項の規定に基づき「契約内容の変更」による旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにお客様が受取らなかった旅行サービスに対して当該契約、予約料その他に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したとき)の場合を除きます。ただし、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更するときは、当該契約内容の変更による旅行における費用が異なる旨を契約書面に記載した場合には、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該費用が変更されたときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

12. お客さまの交替

語学研修・ホームステイプログラムの特性上お客様は交替はできません。ただし、氏名訂正については第13項(1)の定められた取消料のお支払いに替えて、当社に当該訂正に要する手数料と訂正を受ける当該お客さま1あたり10,000円をお支払いいただきます。(ただし、取消料対象期間外の場合は除きます。また、すでに航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求させていただきます)場合があります。

13. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)

- (1) お客さまは、パンフレット・ホームページに定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除は、お客さまが当社それぞれの営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申し出には応じられません。①翌営業日の受付となります。
- (2) お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - イ、契約内容が変更されたとき、但し、その変更が第23項(表)に掲げるもの、その他の重要なものであると認めるとき。
 - ii、第11項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ii、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が

- 不可能となり、又は不可能なおそれ極めて大きいとき。(渡航先「海外安全情報」が発出された場合の取扱い)は第27項(9)をご覧ください。)
- ii、当社が、お客さまに対し第5項(3)で定めた期日までに、最終日程表をお渡ししなかったとき。
- ホ、当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、本項により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻いたします。取消料が申込金でなくなるときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻いたします。
- (4) お客さまの都合で旅行開始日又はコースを変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくこととなります。この場合当社は「パンフレット・ホームページ」に基づく取消料を申し受けます。

14. お客さまによる旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- (1) お客さまのご都合により途中で離脱された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客さまの責に帰すべき事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、予約料その他の既に支払ひ、又はこれから支払わなければならない費用(旅行代金の金額(当社の責に帰すべき事由によるもの)でないに限り)を差し引いたものをお客さまに払戻いたします。

15. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客さまが当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除することができます。この場合、パンフレット・ホームページに定める取消料の解除期日相当の取消料と同額の予約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
 - イ、お客さまが当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ロ、お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ハ、お客さまが契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ニ、お客さまが契約書面に記載した範囲内最小単価を自ら達成したとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日(パンフレット・ホームページ)に定める取消料の中で規定する日(バス)旅行を開始するものについては、33日(日)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客さまに通知します。
- ホ、ホ、ホを目的とする旅行における降参量などの旅行実施条件であって、契約締結の際に明示した条件が成就しないおそれ極めて大きいとき。
- ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能なおそれ極めて大きいとき。
- ト、お客さまが第4項(7)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。

16. 当社による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)

- (1) 当社による旅行契約の解除において、旅行契約を解除することがあります。
 - イ、お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - ロ、お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵命、これらの方の者は同行する他の旅行者に対する旅行又は帰途などにいかなる団体行動の規律を乱し、当該旅行者の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となるとき。
 - ニ、お客さまが第4項(7)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約はすべて履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料、予約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。
- (3) 本項(1)イ、ハ、ロにより、当社が旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るとの必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。
- (4) 集合時刻を過ぎて集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除する旨を当社に通知してください。この場合権利放棄とみなし払い戻しできません。また、集合時刻に遅れたことにより当初予定されたサービスが受けられず、別途追加手配する場合の費用はお客様のご負担となります。

17. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておとりにつき次の取消料をお支払いいただきます。本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース
- | 取消期日※ | 取消料 |
|----------------|------------------------|
| 40～31日前(ピーク時※) | 旅行代金の10%(但し、上限50,000円) |
| 30～3日前 | 旅行代金の20% |
| 2日前～当日(旅行開始前) | 旅行代金の50% |
| 開始後、無連絡 | 旅行代金の100% |

※取消期日は旅行開始日の前日から起算しております。
※「ピーク」期とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

- (2) 当社の責任とらぬ各種コースの取扱いの事由に基づき取消料になる場合も「パンフレット・ホームページ」に定める取消料をお支払いいただきます。
- (3) お取り消し時に渡航手続を開始又は終了している場合には、「パンフレット・ホームページ」に定める取消料の他に渡航手続料実費及び渡航手続代行料金を申し受けます。一定の事由により、取消しを余儀なくされた場合に取消料及び渡航手続料相当額が支払われれば、取消料は免除となります。詳しくは取扱店までお問い合わせください。

18. 旅程管理

- 当社は、お客さまに対して次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客さまのご都合とは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (1) お客さまが当社が旅行サービスを受けたいことができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
 - (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程の当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- ### 19. 添乗員等
- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の旅行者(以下「添乗員等」といいます)を同行させ、第18項に掲げる業務その他当該旅行に付随する当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
 - (2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレット・ホームページに明示してあります。添乗員等が同行しない場合には、現地にあり当社に代わって手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)により本項(1)の業務を行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。
 - (3) お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動すると

きは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であつても、そのお客様ご自身の旅行契約を解除することがあります。

- (4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。
(5) 「引率者同行」と記載されたコースにおいて、引率者は第18項に掲げる業務を行います。

20.お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあつて、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様ご本人に損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったこととします。
(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによつて生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞滞在時間の短縮等)の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
(3) お客様の損害については本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったことと限り、一人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

21.お客様ご自身の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、パンフレット・ホームページなどとの契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22.特別補償

- (1) 当社は、第20項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行参加者の特別補償制度で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に乗った一定の損害について、死亡補償金として2500万円、入院見舞金として入院日数につき1日4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもつて限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影用のフィルム、その他これら別物等補償の対象とならないものがあります。
(2) 当社が、募集型企画旅行契約第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(3) お客様が旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の故意違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、ユース、ホプスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗、超超超動力機(モーターハングライダー、マイクローバート機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
(4) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
(5) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明記された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金を支払われぬ旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

23.旅程保証

- (1) 当社は、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の施設設の不足が発生したことによるものを除きます。))を除きます。
(2) 発生した場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更については、当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
イ、次に掲げる事由による変更
(イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(ヘ)自由行動計画によらない運送サービスの提供、(ヘ)旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
ロ、第13項から第16項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
(3) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様ご本人に対して一旅行につき旅行代金の15%を乗じた額を限度とします。また、お客様ご本人に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
(4) 当社はお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことができます。

変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)/その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経路便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であつて、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様まで通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様まで通知した場合はいいます。
注2 最終日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるものを(最終日程表)と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表に記載内容との間又は最終日程表に記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一件として一件として取り扱います。
注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものの変更を伴う場合には適用しません。
注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊中から複数日連続したものであるも、一乗車船等又は一泊につき一

件として取り扱います。
注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

24.通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様ごとの旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より所定の位置へ会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受けられる場合があります。(以下「通信契約」という)その場合の旅行条件は、本「海外募集型企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

- (1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「発売日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等(以下「会員番号等」という)を当社にお申し出いただきます。
(2) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。
(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができないうちは、当社は通信契約を解除し、パンフレット・ホームページに定められた取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。
(4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であつて、第11項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合は第13項から第16項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従つて、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し、払戻すべき金額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。
(5) 通信契約を締結しようとする場合であつて、会員が有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従つて決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。
(6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

25.団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に關する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務及び義務については、何ら責任を負うものではありません。
(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が兼任した構成者を契約責任者とみなします。

26.ご旅行条件・旅行代金の基準

- (1) ①の旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット・ホームページ等に明示した日となります。
(2) 特別に注釈のない場合、ご乗車代金は旅行開始日当日を基準として満2歳以上12歳未満のお子様にご適用します。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満航空機座席を使用しない方に適用します。
(3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。発売日とご利用人数でご確認ください。
(4) 追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加料金、延泊による宿泊料金、平日・休日別の選択、出発・帰着曜日別の選択(パンフレット・ホームページに表示して追加する代金を含みます。
(5) 本条件書の各項目について旅行代金とは、募集広告又はパンフレット・ホームページに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。その合計金額は第2項の申込金、パンフレット・ホームページに定める取消料、第23項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプションツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。
(6) 空港税等の換算基準日はパンフレット・ホームページに明示します。過不足が生じて一切精算はいたしません。

27.その他

- (1) お買物案内について
お客様ご自身の便をはかるため、観光中・送迎中にお土産にご案内することがあります。当社では、お店の選定において、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社は、高額の交換や返品等のお客ご自身に申し込まないよう、お土産の取り扱いに商品説明書及びレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税店に申し込める場合は、ご購入品を手荷物としてお手元にご用意ください。また、その手続は、お土産店・空港において手続方法をご確認ください。お客様ご自身の責任で行ってください。ワットソム条約又は国内語法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
(2) 海外旅行保険について
海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な

出費となる場合がございます。安心で安全なご旅行のためにも、お客様ご自身で海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については当社の係員にお問い合わせください。

- (3) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5) この条件に定める事項は当社募集型企画旅行契約により、また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行契約を優先します。当社旅行契約をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行契約は、当社ホームページ <http://www.utcd.co.jp/> からご覧いただけます。
- (6) 衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所(海外で健康に過ごすために) <https://www.forth.go.jp/>
(7) 海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター(海外安全相談課) 03-3580-3311
(8) 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱については、レベル1:「十分注意してください。」、レベル2:「注意を払ってください。」、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
ロ、契約成立後に取消された場合には、パンフレット・ホームページに定める取消料を支払いただきます。
レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」
イ、原則履行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、履行いたします。その場合の対応は(ロ)以下です。
ロ、当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
ハ、同一商品企画かつ一定の条件の範囲内で、方面又は発売日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は戻りいたしません。
二、ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容を重要な変更(第23項の左欄)に類するもの)が生じた場合は、取消料を要しません。
ホ、渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため旅行内容を中止することがあります。
レベル3:「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」
レベル4:「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」
履行を中止いたします。

- (9) 個人情報の取り扱いについて ※EU在住の方はお問い合わせください。
イ、当社及びご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下販売店)といふは、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様ごとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただきます。また、当社がお客様の旅行に関する費用等を担保する保険の手續上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先へのお客様さまのお買物の便宜のため、お客様のお名前、パスポート番号及び搭乗される航空便等に関する個人情報、電子決済方法等海外発送店等の事務等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報提供についてお客様ご同意いただくものとします。

- ロ、個人情報を提供する第三者が外国にある場合の当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報の取り扱」(<https://www.utcd.co.jp/privacy.html>)をご確認ください。
ハ、当社は、旅行中に傷害があった場合、お客様ご本人の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に傷害があった場合で連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することによって連絡先の方の同意を得るものとします。
二、当社が保有するお客様の個人情報や商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様ごとのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業及び販売店が共同利用する個人情報情報は以下のとおりです。
住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

- ホ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

旅行企画・実施
株式会社 コナエテッドツアーズ
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル9F
(観光庁長官登録旅行業第300号) 一般社団法人日本旅行業協会正会員

2025年3月1日改

空港諸税について

- 日本及び外国で空港税・出国税やこれに類する諸税・諸費用は旅行代金に含まれておりません。また、各国の空港税等は、予告なしに変更または新設される場合がありますので、予めご了承ください。
- ご利用になる航空会社により航空保険料が別途必要な場合がございます。
- 国際観光旅客税(1,000円)
- 成田空港サービス施設使用料ターミナル1・2(大人2,460円、小人1,240円)、ターミナル3(大人1,370円、小人690円)、旅客保安サービス料700円は旅行代金に含まれておりません。お申込みの販売店に旅行代金と合わせて日本円でお支払いください。
- 羽田空港サービス施設使用料(大人2,950円、小人1,470円)は旅行代金に含まれておりません。お申込みの販売店に旅行代金と合わせて日本円でお支払いください。
- 成田・羽田空港にて乗継の場合、施設使用料が別途必要になります。(370円~1,100円)

※同じ行程であっても、使用する航空便の経路する空港や国や都市の行程によって合計額が異なる場合があります。下記の空港諸税は直行便利用を想定し算したものであり、経路便利用の際には別途追加料金が必要となります。また、空港諸税は予告なしに変更または新設される場合がございます。お支払いいただく空港税は、ご利用航空便決定次第、ご連絡差し上げます。	国名	都市名	空港諸税(目安額)
※現地空港税の請求は当社請求書発行時の航空会社からの請求額に基づき請求いたします。	アメリカ	ロサンゼルス/ボストン	US\$73.81(11,514円)
	カナダ	バンクーバー	CA\$59.42(6,536円)
トロント		CA\$113.23(12,455円)	
※各国の空港諸税は、予告なしに変更または新設される場合があります。	マルタ共和国	マルタ*経由便	
	イギリス	ロンドン	£142.89(28,149円)
※特に明記のない場合、直行便利用の空港税表示となります。	アラブ首長国連邦	ドバイ	AED135(5,805円)
	フィリピン	セブ	PHP935(2,805円)

上記の日本円換算目安額は、2025年2月5日現在、三菱UFJ銀行売渡レートに基づきます。(10円未満切り上げ)

アメリカ	156円	1カナダドル=110円	1ユーロ=162円	1ポンド=197円
1ドルハム=43円	1ペソ=3円	1オーストラリアドル=99円	1シンガポールドル=115円	

燃油サーチャージについて

各航空会社におきまして、当該燃油価格の一部を燃油価格が一定の水準に戻るまでという条件を定め、燃油サーチャージ[付加運賃・料金]を徴収しております。通常の航空運賃とは異なる性格を持つ付加的な運賃であつて旅行代金には含まれておりません。この料金は航空会社・区間毎に異なりますので、所要料金等詳細はご利用航空会社、行程の決定後、販売店を通じてご案内申し上げますので予めご承知おきの程お願い申し上げます。